

女性保護関係 基礎資料

追加資料

支援につながらないケース（一時保護所入所に至らない理由）

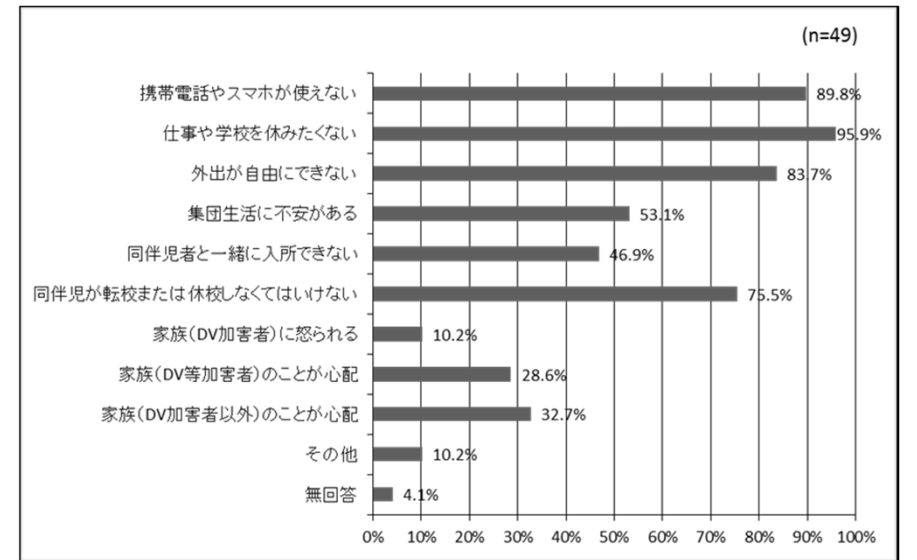
- 図表2-2-35より、若年女性や同伴児のいる女性、障害を有していたり、高齢であったりする女性は一時保護に繋がりにくい。「本人からの同意」が得られなかったり、「本人に障害や疾病があり」集団生活を送ることが困難、身の回りのことができない、適切な設備がないということが理由として挙げられている。
 - また、図表2-2-38より、利用者側のニーズとして、「これまでの生活と変わらない生活を続けたい」という意向が伺われる。携帯電話等を所持していたという意向や自身の就業継続や同伴児の学業継続の希望もある。
- 一方、DV被害者が多い一時保護所において、通信機器についての一定の制限は必須という現状がある。また、当事者でなくても、仕事や学校に行く等、外部での生活を送る中で、加害者からの追及可能性は否定できない。そのような危機管理のために必定と考える環境条件と、入所者の生活上の希望にギャップが生じている現状がある。

図表2-2-35 一時保護につながらない理由 【複数回答】

	一時保護につながらない理由として選択した割合(%)	一時保護につながらない理由として選択した割合(%)												
		本人の同意が得られなかったため	身体的暴力(DV含む)を受けおらず、生命の危険はないため	未成年であり、保護者の元で支援を受けた方がよい	18歳未満の未成年であり、児童相談所で支援を行うべきであるため	本人に障害や疾病があり、集団生活が困難であるため	本人に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	本人に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	本人に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	本人に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	本人に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	本人に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	本人に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	本人に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため
若年女性	実数 33 % 100.0	30 90.9	3 9.1	12 36.4	10 30.3	2 6.1	2 6.1	1 3.0	-	-	-	5 15.2	5 15.2	-
同伴児のいる女性	実数 22 % 100.0	20 90.9	2 9.1	-	-	2 9.1	2 9.1	2 9.1	2 9.1	2 9.1	2 9.1	2 9.1	6 27.3	1 4.5
妊産婦	実数 5 % 100.0	4 80.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	-	-	-	1 20.0	2 40.0	-
障害(児)者	実数 20 % 100.0	1 5.0	1 5.0	-	14 70.0	14 70.0	12 60.0	4 20.0	2 10.0	2 10.0	2 10.0	14 70.0	1 5.0	-
高齢者	実数 12 % 100.0	2 16.7	1 8.3	-	-	6 50.0	7 58.3	7 58.3	2 16.7	1 8.3	1 8.3	12 100.0	2 16.7	-
性的少数者	実数 5 % 100.0	1 20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4 80.0	-
外国籍	実数 9 % 100.0	5 55.6	1 11.1	1 11.1	1 11.1	1 11.1	1 11.1	1 11.1	1 11.1	1 11.1	1 11.1	2 22.2	3 33.3	-
その他	実数 3 % 100.0	3 100.0	-	-	-	-	-	1 33.3	-	-	-	-	1 33.3	-

※婦人相談所（49か所）による回答

図表2-2-38 一時保護の同意が得られないケース 【複数回答】



※婦人相談所（49か所）による回答

平成29年度先駆的ケア策定・検証調査事業「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」より、一部抜粋

支援につながらないケース（婦人保護施設への入所に至らない理由）

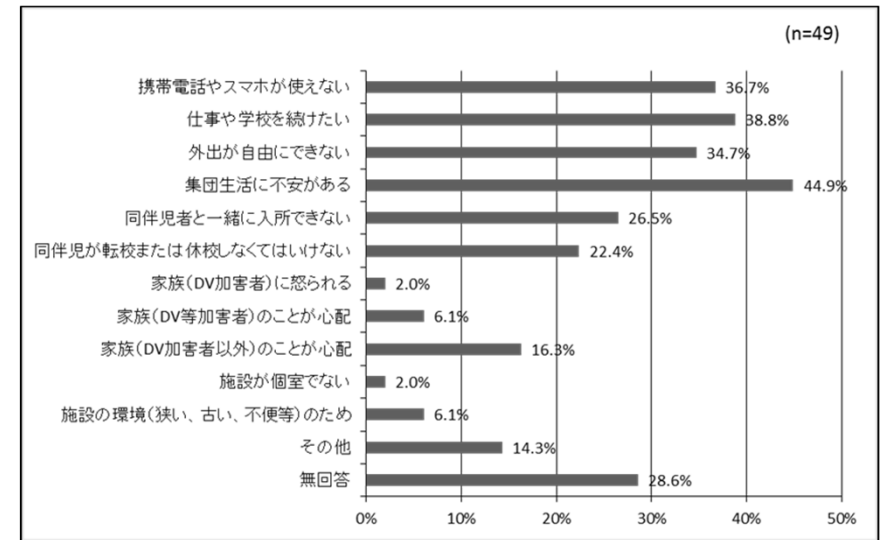
- 図表2-2-37より、「同意が得られない」が多くを占めるが、一方で、**支援する側が**、本人自身の課題として、集団生活が困難、障害や疾病のため自立生活不可、設備が不十分、退所後の見通しが立たない、就労自立の見込みが立たない、他施策の支援が適切などにより「**入所が適切でない**」と考えていることが伺える。
- 制度面では、障害者施策など他施策の充実が図られ、制度設立当初であれば婦人保護施設を利用したであろう女性が、他施策の支援を受けるようになってきているということが考えられる。また、婦人保護施設での支援が現物給付のみであり、入所後、就労できるようになるまでは自分の自由になるお金は内職作業で得るしかない実態がある。そのことを了解し、それが可能な人が対象となる。そこで得られた生活費だけで生活を送ることができるかどうか大きな課題である。加えて、就労自立の見込みが立たないケースでは、施設所在地の市区町村に対して、対象者の課題に沿った退所後の支援を依頼することが予想される。そのため、実施機関との連携が容易ではないことも考えられる。

図表2-2-37 婦人保護施設入所につながらない理由 【複数回答】

	一時保護につながらない主なケースとして選択した相談所数	婦人保護施設入所につながらない理由として選択した割合(%)															
		本人の同意が得られなかったため	身体的暴力（DV含む）を受けておらず、生命の危険はないため	未成年であり、保護者の元で支援を受けた方がよい	18歳未満の未成年であり、児童相談所で支援を行うべきであるため	本人に障害や疾病があり、集団生活が困難であるため	本人に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	本人に障害や疾病があり、必要な設備が当該施設にそろっていないため	本人に障害や疾病があり、必要となる生活費が当該施設にそろっていないため	同伴児者に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	同伴児者に障害や疾病があり、必要となる設備が当該施設にそろっていないため	退所後の見通しが立たないため	就労自立の見込みが立たないため	他施策で支援することが適切であるため	その他	無回答	
若年女性	実数 15 % 100.0	12 80.0	3 20.0	4 26.7	5 33.3	1 6.7	1 6.7	1 6.7	-	-	-	2 13.3	2 13.3	2 13.3	1 6.7	-	
同伴児のいる女性	実数 14 % 100.0	8 57.1	1 7.1	-	-	1 7.1	1 7.1	1 7.1	1 7.1	1 7.1	1 7.1	1 7.1	1 7.1	2 14.3	3 21.4	5 35.7	1 7.1
妊産婦	実数 5 % 100.0	4 80.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	-	-	-	1 20.0	2 40.0	2 20.0	1 40.0	2 40.0	-
障害（児）者	実数 13 % 100.0	1 7.7	1 7.7	-	-	8 61.5	7 53.8	6 46.2	2 15.4	2 15.4	3 23.1	2 15.4	3 23.1	2 15.4	7 53.8	1 7.7	-
高齢者	実数 11 % 100.0	1 9.1	1 9.1	-	-	3 27.3	6 54.5	6 54.5	1 9.1	1 9.1	4 36.4	2 18.2	7 63.6	1 9.1	1 9.1	1 9.1	-
性的少数者	実数 4 % 100.0	1 25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 50.0	2 25.0	1 25.0
外国籍	実数 4 % 100.0	3 75.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-	-	1 25.0	2 50.0	-	-	-	-	-
その他	実数 7 % 100.0	2 28.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 14.3	-	1 14.3	3 42.9	2 28.6	-

※婦人相談所（49か所）による回答

図表2-2-39 婦人保護施設入所の同意が得られないケース 【複数回答】



※婦人相談所（49か所）による回答

平成29年度先駆的ケア策定・検証調査事業「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」より、一部抜粋

○ 婦人保護施設における予算上の職員配置について

婦人保護施設の措置費においては、「基本分」として最低基準上の人員（指導員2名等）を手当てした上で、「**加算分**」として**実際の職員配置（指導員は人数上限無し）に則した支弁を可能**としている。

措置費

<基本部分>

- ・施設長・・・・・・・・・・1名
- ・事務員・・・・・・・・・・1名 (※1)
- ・**指導員・・・・・・・・・・2名**
- ・看護師・・・・・・・・・・1名
- ・栄養士・・・・・・・・・・1名
- ・調理員等・・・・・・・・・・3名
- ・調理員（非常勤）・・・・1名
- ・嘱託医（非常勤）・・・・1名 (※1)

※1 定員50名以上の場合は1名加配
 ※2 上記のほか、①宿日直、②年休代替、③指導員及び調理員の業務省力化（非常勤職員を雇用し負担軽減を図るもの）等の費用が盛り込まれている。

<加算部分>

- ・**指導員・・・・・・・・・・上限人数無し（指導員加算）**
- ・**個別対応職員・・・・・・・・・・1名（個別対応職員配置加算）**
- ・心理療法担当職員・・・・・・・・・・1名（心理療法担当職員雇上費加算）
- ・民間団体支援専門員もしくは
 ・連携のための心理療法担当職員 }・・・・1名（民間団体連携体制強化加算）
- ・同伴児童対応指導員（非常勤）・・最大5名（同伴児童対応指導員雇上費加算）
- ・学習指導員（非常勤）・・・・・・・・・・1名（同伴児童学習支援事業）
- ・生活支援員（非常勤）・・・・・・・・・・1名（同伴児童通学支援事業）
- ・人身取引被害者対応職員（非常勤）・・1名（人身取引被害者等職員支援加算）
- ・警備員（非常勤）・・・・・・・・・・1名（夜間警備体制強化加算）

※3 上記のほか、①夜間巡回などを行う職員配置等の費用（施設機能強化推進費）、②精神科医の雇上費用（精神科医雇上費）、③高齢者を活用した相談や介助等を行う費用（入所者処遇特別加算）④人身取引被害者支援のための通訳者の雇上費用等が盛り込まれている。

DV補助金

<退所者等自立生活援助事業>

- ・生活指導員 (※4)・・・・・・1名

※4 婦人保護施設の退所に対し、職場や住居訪問による相談や、自立に当たっての関係機関への同行支援等を行うもの。

<入所者の地域生活移行支援事業>

- ・生活支援員 (※5)・・・・・・1名

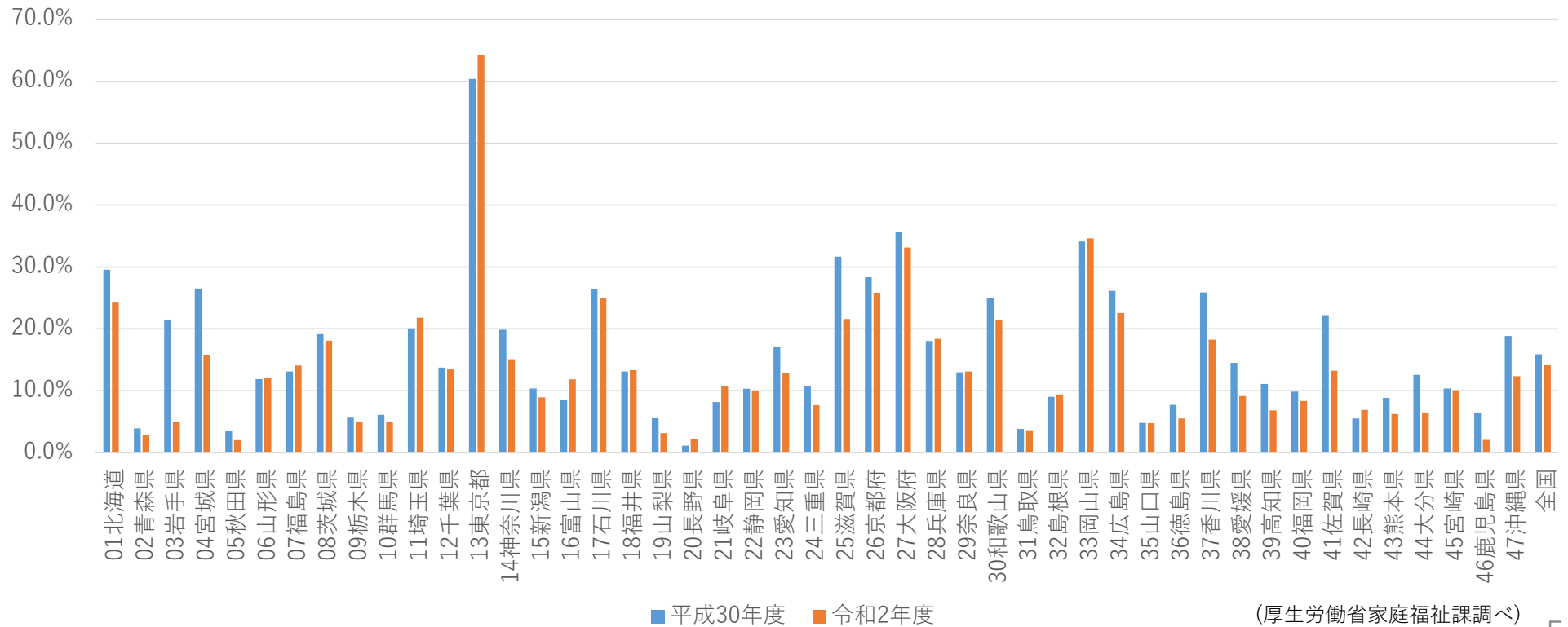
※5 退所前の一定期間、地域生活等の体験を行う際に、生活資金の自己管理訓練や、見守り支援等を行うもの。

一時保護所の利用率(都道府県別)

○平成30年度は東京都(60.4%)、大阪府(35.7%)、岡山県(34.1%)の順に利用率が高い。利用率が低い都道府県は青森県(3.9%)、鳥取県(3.9%)、秋田県(3.6%)、長野県(1.1%)となっている。

○令和2年度は東京都(64.3%)、岡山県(34.6%)、大阪府(33.2%)の順に利用率が高い。利用率が低い都道府県は長野県(2.3%)、鹿児島県(2.1%)、秋田県(2.0%)となっている。

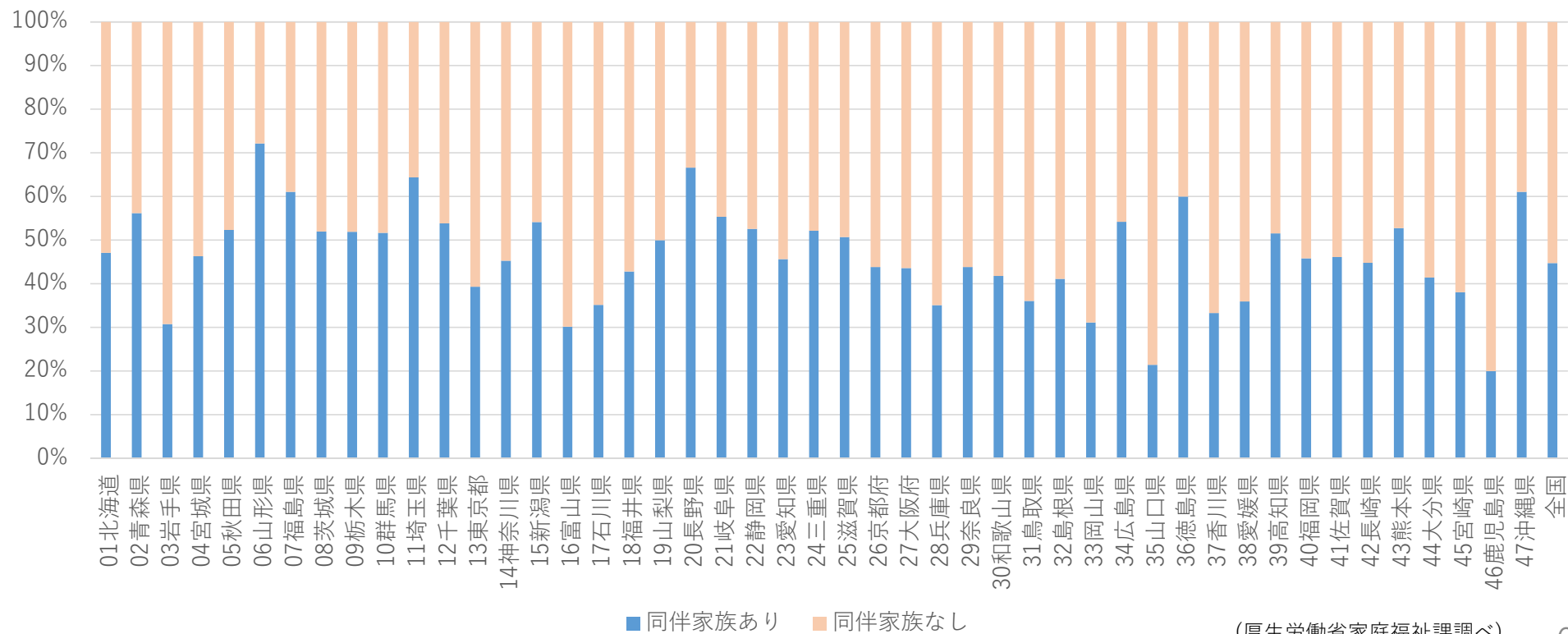
○平成30年度と令和2年度を比べてみると、東京都の利用率が3.9%増加している一方、岩手県は16.5%の減少となっている。



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

一時保護者（一時保護委託含む）のうち同伴家族がいる割合（都道府県別）

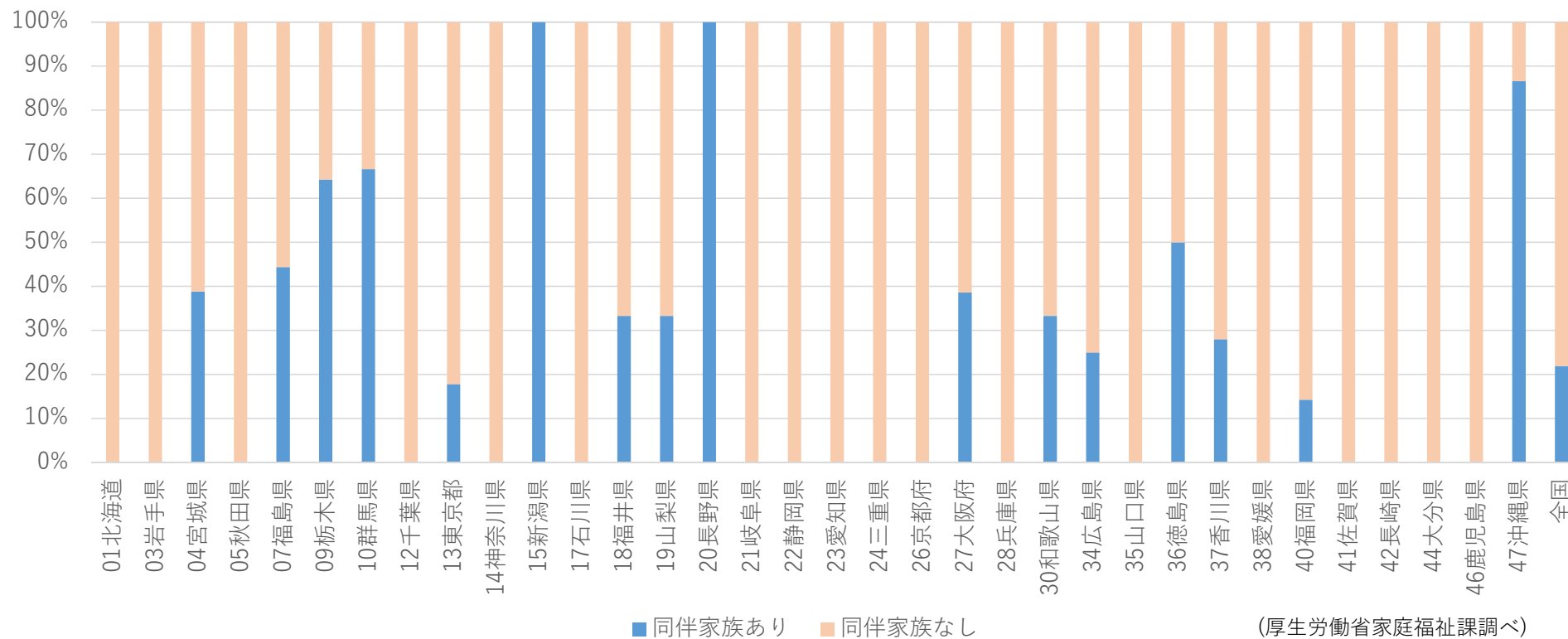
○同伴家族がいる割合が最も高いのは山形県(72.2%)となっており、次いで長野県(66.7%)、埼玉県(64.4%)となっている。
 ○富山県(30.2%)、山口県(21.4%)、鹿児島県(20.0%)の順に割合が低くなっている。
 ○最も割合が高い県と最も低い県を比べると、52.2%の差がある。



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人保護施設在所者のうち同伴家族がいる割合（都道府県別）

○同伴家族がいる割合が最も高いのは新潟県(100.0%)、長野県(100.0%)となっており、次いで沖縄県(86.7%)、群馬県(66.7%)となっている。
 ○北海道、岩手県、秋田県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、山口県、愛媛県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県では同伴家族がいる割合が0.0%となっており、在所者がいる都道府県の半数以上となっている。
 ※山形県、茨城県、埼玉県、滋賀県、宮崎県は施設の在所者なし。
 ※青森県、富山県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、高知県、熊本県は婦人保護施設なし。



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人保護施設退所者の退所理由 (令和2年度中の退所者：413人の内訳)

○令和2年度中の婦人保護施設退所者の退所理由は「自立」が187人(45.3%)と最も多く、次いで「他の社会福祉施設へ入所」112人(27.1%)となっている。

退 所 先	令和2年度	
	人	%
自立	187	45.3
帰宅	25	6.1
帰郷	32	7.7
結婚	0	0.0
他の社会福祉施設へ入所	112	27.1
うち、母子生活支援施設	66	16.0
病院へ入院	7	1.7
無断退所	8	1.9
その他	42	10.2
計	413	100.0

一時保護所における 令和2年度在所者に対する一部屋あたりの人数

都道府県	平均的な 一部屋あたりの 在所者数(人)	(参考)居室数 (部屋)
北海道	0.36	10
青森県	0.08	7
岩手県	0.10	5
宮城県	0.32	5
秋田県	0.04	10
山形県	0.18	4
福島県	0.15	19
茨城県	0.33	11
栃木県	0.12	8
群馬県	0.09	10
埼玉県	0.22	20
千葉県	0.49	13
東京都	1.07	18
神奈川県	0.22	21
新潟県	0.15	6
富山県	0.34	7
石川県	0.40	5
福井県	0.22	6
山梨県	0.11	3
長野県	0.10	4
岐阜県	0.20	8
静岡県	0.17	18
愛知県	0.43	6
三重県	0.18	5

都道府県	平均的な 一部屋あたりの 在所者数(人)	(参考)居室数 (部屋)
滋賀県	0.31	7
京都府	0.29	18
大阪府	0.71	7
兵庫県	0.55	9
奈良県	0.30	7
和歌山県	0.65	4
鳥取県	0.15	3
島根県	0.18	8
岡山県	0.35	8
広島県	0.23	10
山口県	0.10	4
徳島県	0.11	4
香川県	0.27	4
愛媛県	0.11	8
高知県	0.23	6
福岡県	0.17	10
佐賀県	0.24	5
長崎県	0.13	16
熊本県	0.16	8
大分県	0.13	10
宮崎県	0.34	3
鹿児島県	0.06	5
沖縄県	0.18	14
全国	0.27	407

$$\text{平均的な一部屋あたりの在所者数} = \frac{\text{年間の在所者数(のべ人数)}}{365 \text{日} \times \text{居室数}}$$

婦人保護施設における 令和2年度在所者に対する一部屋あたりの人数

都道府県	平均的な 一部屋あたりの 在所者数(人)	(参考)居室数 (部屋)
北海道	0.04	10
青森県	—	—
岩手県	0.06	10
宮城県	0.24	10
秋田県	0.16	8
山形県	在所者なし	4
福島県	0.04	19
茨城県	在所者なし	4
栃木県	0.34	5
群馬県	0.06	10
埼玉県	在所者なし	20
千葉県	0.45	129
東京都	0.53	136
神奈川県	0.33	61
新潟県	0.01	6
富山県	—	—
石川県	0.02	3
福井県	0.11	6
山梨県	0.03	3
長野県	0.01	7
岐阜県	0.00	11
静岡県	0.16	13
愛知県	0.56	41
三重県	0.21	14

都道府県	平均的な 一部屋あたりの 在所者数(人)	(参考)居室数 (部屋)
滋賀県	在所者なし	7
京都府	0.00	18
大阪府	0.26	78
兵庫県	0.26	25
奈良県	—	—
和歌山県	0.58	3
鳥取県	—	—
島根県	—	—
岡山県	—	—
広島県	0.46	18
山口県	0.02	4
徳島県	0.33	2
香川県	0.37	5
愛媛県	0.00	8
高知県	—	—
福岡県	0.26	41
佐賀県	0.30	19
長崎県	0.03	5
熊本県	—	—
大分県	0.01	10
宮崎県	在所者なし	6
鹿児島県	0.14	15
沖縄県	0.23	23
全国	0.31	817

※0.00は0.004未満

平均的な一部屋あたりの在所者数 = $\frac{\text{年間の在所者数(のべ人数)}}{365 \text{日} \times \text{居室数}}$

(厚生労働省家庭福祉課調べ)10

婦人保護施設における居室の状況 居室種類

○「個室あり」は70.8%（34施設）、「定員2名室あり」56.3%（27施設）であった。定員4名以上の居室をもつ施設が20施設あり、なかには最低基準の「原則4名まで」を超える居室定員をもつ施設もある。

	「あり」	「なし」	「あり」の割合
個室	34施設	14施設	70.8%
定員2名室	27施設	21施設	56.3%
定員3名室	10施設	38施設	20.8%
定員4名室	12施設	36施設	25.0%
定員5名室	5施設	43施設	10.4%
定員6名以上	3施設	45施設	6.3%

（平成27年度 婦人保護施設の役割と機能に関する調査報告書）

婦人保護施設における居室の状況 居室種類

○婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令四十九号)によると「入所者一人あたりの床面積はおおむね四・九五平方メートル以上とすることとなっている。また、一の居室に入所させる人員は原則として4人以下とすると定められている。

(一人当たりの居室面積)

	最大値	最小値	平均値	中央値	記入数
個室	28.5m ²	3.3m ²	13.4m ²	13.0m ²	33施設
定員2名室	21.6m ²	7.3m ²	12.3m ²	12.3m ²	10施設
定員3名室	15.0m ²	8.3m ²	12.1m ²	13.0m ²	6施設
定員4名室	40.3m ²	10.8m ²	20.0m ²	14.5m ²	4施設
定員5名室	20.0m ²	16.2m ²	17.6m ²	16.5m ²	3施設
定員6名以上	21.8m ²	16.2m ²	18.3m ²	16.8m ²	3施設

(平成27年度 婦人保護施設の役割と機能に関する調査報告書)